## 必ずはじめにお読みください。

この資料は、三菱日立ホームエレベーターのホームエレベーター、小規模建物用小型エレベーター、小規模共同住宅用エレベーターを設置するうえでのポイントを記載したものです。
エレベーターを計画する際には、この資料をよくお読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえで正しく設計・施工してください。
お読みになった後は、設計・施工される方がいつでも読むことができるところに備え付け、大切に保管してください。この資料をご覧になっても分からないことや技術的な相談は、当社までお問い合わせください。

安全に設計していただくために、必ずお守りください。

### 警告・注意のシンボルマークについて

**記載されている内容のうち、守らないと人体や機器・装置等に危害・損害をおよぼす危険性があるものについては、危険の度合いを示すシンボルマークと内容を付記してありますので、きわめて重要なポイントとして、設計・施工の際、十分にご留意ください。**
**シンボルマークの表示と意味は右のようになっています。**

| | |
|---|---|
| 警告 | 警告事項を守らないと、使用者が死亡または重傷を負う危険性があるもの。またエレベーターの設置許可を得ることができないもの。 |
| 注意 | 注意事項を守らないと、使用者が傷害を負う危険性があるもの。また機器・装置等が損傷し、建物に損害を与える危険性があるもの。 |

# エレベーターを設置するための必要条件について

エレベーターの設置にあたっては、次の条件を満たすようご計画いただくと同時に、お客様にも十分お伝えいただくようお願いいたします。
また、ホームエレベーター、小規模建物用小型エレベーター、小規模共同住宅用エレベーターではそれぞれ設置条件が異なりますので、必ずご確認ください。

## 共通事項

### 設置環境の条件

エレベーターを安心してご使用いただくためには、以下の条件のもと適切な環境での設置が必要です。ここに記載する環境以外に設置された場合には、故障や機能不全などの原因となる可能性があります。この場合、エレベーターに使用される部品の寿命が短くなる可能性があり、通常より短いインターバルでの部品交換が必要になり、製品保証期間であっても有償修理となる場合があります。詳しくは当社までお問い合わせください。

○エレベーターは屋内に設置し、外部から風雨が侵入しないようにしてください。エレベーターの乗場が屋上、駐車場、開放廊下などの外部に接する場合は、前室などを設けてください。
○屋上(ペントハウス)または地下階にエレベーターの乗場を設置する場合は、万一の停電や故障などの避難経路として、また、メンテナンス会社専門技術者による作業時のアプローチ経路として、屋上(ペントハウス)または地下階までの屋内階段を設けてください。
○エレベーターの乗場、駆動装置、制御装置に直接またはガラス越しの日光、ガラスや鏡による反射光ならびにエアコンなどの送風が直接あたらないよう計画してください。
○温泉ガスなど、金属の損耗および腐食、ならびに電気接点の接触障害を発生させる化学的ガスなどがないことを確認してください。また、海岸近くの場合は、乗場に潮風が直接あたらないよう計画してください。
○昇降路内の温度(摂氏-5℃～40℃の範囲、かつ急激な温度変化がないこと)、湿度(月平均90%以下、日平均95%以下、かつ氷結・結露がないこと)、電磁波(電界強度10V／m以下)など一般的な環境において設置されるよう計画してください。特に昇降路外周面が外気に接する場合は、昇降路壁に遮熱性を持つ材料を使用すること等により、外気温や輻射熱等による昇降路内温度の急激な上昇および低下を防止してください。
○昇降路内壁や鉄骨部材に使用する塗料、接着剤、モルタルなどは、ホルムアルデヒドの発散が少ない材料を使用してください。
○エレベーターが発する音・振動が気になりやすい居室、特に寝室とは、昇降路を離して計画してください。
○メゾネット建物や免震建物に設置する場合は、当社までお問い合わせください。
○労働安全衛生法における『エレベーター構造規格』に準拠したエレベーターではありませんので、労働基準法　別表第1第1号から第5号に該当する事業場へ設置することはできません。また、当該事業場以外に設置する場合であっても、土木・建築等の工事の作業に使用することはできません。

### 維持管理の条件

日常の管理は、管理責任者または管理責任者が任命する管理者の管理のもとに行うことが必要です。また、専門業者による定期的な保守・点検を実施してください。(詳しくは8ページをご参照ください。)

## ホームエレベーター

グランデ　ファミリー　DXアバンティ　DX禅　DXファインウッド　ファミロング　ファミスリム　コンパクト　ジュニア

### 設置場所の条件

ホームエレベーターは、個人住宅用のエレベーターです。店舗・倉庫などの建物には設置できません。ただし、店舗付住宅などに設置する場合は、右図のようにホームエレベーターが店舗部分から直接使用できない場所(住戸専用部分)にレイアウトしてください。
また、公道あるいは駐車場など、建物外部に面した出入口の設置はできません。ただし、乗場前室の出入口を施錠し鍵などで管理できる場合は、エレベーターの出入口を設けることができます。

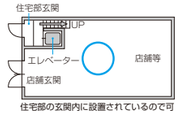

住宅部の玄関内に設置されているので可

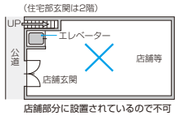

店舗部分に設置されているので不可

### 使用の条件

エレベーターを安全にご使用いただくために、以下の条件のもとにご使用ください。
●使用者はその住居に同居するご家族とし、適切な判断力と操作能力のあるご家族の方が運転操作を行ってください。
●お子様や来訪されたお客様がお乗りになる場合は、ご家族の方が運転操作を行ってください。
●1日の使用頻度は次の条件としてください。

使用頻度150回以下：グランデ・ファミリー・DXアバンティ・DX禅・DXファインウッド・ファミロング
使用頻度　50回以下：ファミスリム・コンパクト・ジュニア

長期間にわたって使用頻度を超えてご使用の場合、故障や機能不全などの原因となる可能性があります。また、エレベーターに使用される部品の寿命が短くなる可能性があり、通常より短いインターバルでの部品交換が必要になります。この場合、製品保証期間であっても有償修理となる場合があります。



## 小規模建物用小型エレベーター

モアグランデ　モアプラス　モアロング　モアスタンダード

### 使用の目的

小規模建物用小型エレベーターは、福祉施設などで高齢者や体の不自由な方、妊婦などの方が、小規模な建物・施設を使用する際の移動を支援するエレベーターです。

### これまでの設置事例

●神社、寺院、教会　●診療所、医院、クリニック(患者の収容施設のないものに限る)
●老人ホーム、グループホーム、デイケアセンター、福祉施設など　●集会所、公民館など
●養護学校、盲学校、ろう学校など●児童福祉施設など　●保育所、幼稚園、学校など
●助産所など
※法規上の建物用途の制限はありません。※乗りすぎのおそれがある環境・用途では業務用エレベーターでご計画をお願いします。
※自治体の条例によっては設置が許可されない場合があります。建築計画の前に自治体にご確認をお願いします。

### 使用の条件

エレベーターを安全にご使用いただくために、以下の条件のもとにご使用ください。
●管理責任者を選任し、その管理のもとに使用してください。
●管理者銘板を各階のエレベーター付近に必ず掲示してください。
●1日の使用頻度は150回以下としてください。

長期間にわたって使用頻度を超えてご使用の場合、故障や機能不全などの原因となる可能性があります。また、エレベーターに使用される部品の寿命が短くなる可能性があり、通常より短いインターバルでの部品交換が必要になります。この場合、製品保証期間であっても有償修理となる場合があります。

## 小規模共同住宅用エレベーター

Rプラス　Rメート

### 使用の目的

小規模共同住宅用エレベーターは、賃貸アパート、賃貸マンションなどの小規模な共同住宅向けエレベーターで入居者の自由な移動に貢献します。事務所・店舗併用建物でご使用される場合は、エレベーターホールを住宅部以外の建物用途部分と共用しないようにレイアウトしてください。

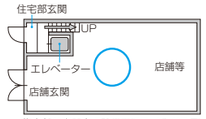

住宅部の玄関内に設置されているので可

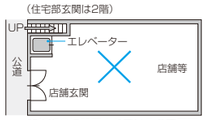

店舗部分に設置されているので不可

### 使用の条件

エレベーターを安全にご使用いただくために、以下の条件のもとにご使用ください。
● 管理責任者を選任し、その管理のもとに使用してください。
● 1日の使用頻度は150 回以下としてください。

長期間にわたって使用頻度を超えてご使用の場合、故障や機能不全などの原因となる可能性があります。また、エレベーターに使用される部品の寿命が短くなる可能性があり、通常より短いインターバルでの部品交換が必要になります。この場合、製品保証期間であっても有償修理となる場合があります。

**エレベーターの使用頻度について**
使用頻度とはエレベーターが移動した回数を表します。使用者がエレベーターに乗っていなくてもエレベーターが移動すれば、使用頻度1回と数えます。
右図の様に、3階に停止(待機)していたエレベーターを1階に呼び2階に上がった場合、「使用頻度は2回」となります。

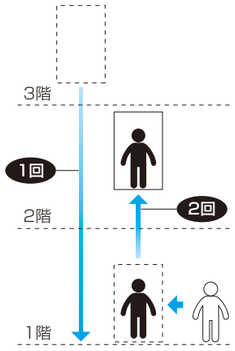


## 目次


基本構成 ……3
ご発注からお引渡しまで ……5
法規およびメンテナンス ……7
防火区画 ……9
建築設計・施工上のご注意 ……11
建物の構造計算 ……19
標準施工図　●木造　(断面図・平面図) ……23
●鉄骨造　(断面図・平面図) ……35
●コンクリート造　(断面図・平面図) ……53
●建物構造共通　(出入口開口図) ……65
乗場仕上げ要領 ……67
遮煙乗場ドアについて ……69
電気・電話工事 ……75
電話回線接続 ……81
意匠図 ……83